

# 衆議院文部科学委員会ニュース

平成 29. 4. 14 第 193 回国会第 10 号

4 月 14 日（金）、第 10 回の委員会が開かれました。

## 1 理事の補欠選任

- ・理事の補欠選任を行いました。

理事 坂本 祐之輔君（民進）（理事長島昭久君去る 10 日委員辞任につきその補欠）

## 2 文部科学行政の基本施策に関する件

- ・松野文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 大 串 正 樹君（自民）

- ・高等教育の研究の質を向上させるために、異なる分野にまたがっている新しい分野の学会設立等を支援することが必要であると考え、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・高等教育における人材の育成は、雇用とのつながりが不可欠であると考え、厚生労働省の雇用政策との連携について、松野大臣の見解を伺いたい。
- ・文部科学省としての科学技術イノベーションの定義及び科学技術イノベーションに向けた取組の内容について、文部科学省に伺いたい。

### 吉 田 宣 弘君（公明）

- ・本年 4 月 11 日に発表された「原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒に対するいじめの状況等の確認に係るフォローアップ結果について」の内容及びその結果を受けての松野大臣の見解を伺いたい。
- ・10代の若者は音声通話をほとんど使わないとする内容の総務省の調査結果を踏まえ、いじめ相談体制の改善を行うことが急務であると考え、SNSを用いたいじめ相談窓口の開設に向けた検討状況について、松野大臣に伺いたい。

### 泉 健 太君（民進）

- ・教育勅語は日本国憲法及び教育基本法の下では不適切であるとした、昭和58年 5 月 11 日参議院決算委員会の瀬戸山文部大臣（当時）の答弁の趣旨は、現在でも文部科学省の見解として変わっていないか、松野大臣の見解を伺いたい。
- ・教育勅語の排除・失効を確認した昭和23年の衆参両院

における決議や、同決議の趣旨を受けた文部省の通達を踏まえれば、教育勅語の朗読を毎日行うことは、教育勅語を「唯一の根本理念」として取り扱っていないとしても適切であると考え、松野大臣の見解を伺いたい。

- ・毎日の朝礼で教育勅語を朗読する行為は教育基本法に反しない限り問題ないとした、本年 4 月 7 日の衆議院内閣委員会における義家文部科学副大臣の答弁は、衆参両院における決議の趣旨を踏まえれば適切であり、撤回するべきであると考え、松野大臣の見解を伺いたい。

### 玉 木 雄一郎君（民進）

- ・学校教育においてギャンブル等依存症対策の位置付けを明確にし、文部科学省において議論をしたうえで、生徒等に対し適切な依存症対策や指導を講ずるべきだと考えるが、松野大臣の見解を伺いたい。
- ・学校法人加計学園が設置準備を進めている獣医学部に関して、定年間近の者や現時点でまだ学生のため学位を有していない者が教員候補として挙げられていると聞いているが、事実関係について文部科学省に伺いたい。
- ・朝鮮半島の緊張が高まる中で、仮に北朝鮮から韓国に対し何らかの攻撃があった場合に、当該国に存在する日本人学校や同学校に通う生徒又は教職員等の安全をどのように確保するのか、松野大臣に伺いたい。

### 大 平 喜 信君（共産）

- ・全国学力・学習状況調査の実施及び結果公表により学校の序列化や過度な競争が生じていると考え、松野大臣の認識を伺いたい。
- ・平成28年度より全国学力・学習状況調査の都道府県別

の平均正答率の公表が少数点以下第1位の数値から整数値に変更された理由について、文部科学省に伺いたい。

- ・文部科学省「全国的な学力調査に関する専門家会議」が本年3月にまとめた改善方策では、教科・区分ごとに正答数の多い順から4つの層に分けた割合を都道府県・指定都市に提供・公表することとされているが、教育委員会等の判断により市町村や学校ごとの数値は公表することができるのか伺いたい。

### **伊 東 信 久君（維新）**

- ・歯科医師国家試験の対策に偏った教育課程を編成する歯科大学や歯学部が増加してきている現状を踏まえ、歯科教育の質の向上を目的とした教育体制の整備が必要であると考えますが、松野大臣の見解を伺いたい。
- ・少子化の進展や歯科医療への期待の高まりなどにより、これから歯科医療を取り巻く環境が変化していくと予想されるが、今後の歯科医師の在り方について検討を行っているのか、厚生労働省に伺いたい。
- ・2025年国際博覧会の大阪誘致に向けて、文部科学省としての議論や検討が行われているのか、松野大臣に伺いたい。

### **吉 川 元君（社民）**

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第2条第3項の「不登校児童生徒」の定義に係る具体的内容が、3月31日に策定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において示されていない理由について、文部科学省に伺いたい。
- ・基本指針において、不登校児童生徒への支援に際しては、登校という結果のみを目標とするべきではないとされているが、不登校児童生徒への支援の在り方について、松野大臣の見解を伺いたい。
- ・大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の英語の問題において、民間等が実施している多様な資格・検定試験の結果を活用することを検討しているとのことだが、受験料による家計負担の増加等も含めた総合的な議論はされているのか、文部科学省に伺いたい。

### **3 学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）**

- ・松野文部科学大臣から提案理由の説明を聴取しました。